

広島県告示第六百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十八年十二月一日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年十一月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三二号

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
世羅郡世羅町大字西上原字隅田川一五八〇番 六地先から 世羅郡世羅町大字西上原字天神鼻二六一七番 二地先まで		新	二九・二〇 四一・二〇	一〇五・〇〇	幅員減少 不用物件延長 一〇五・〇〇 メートル
		旧	三五・四〇 四三・〇〇	一〇五・〇〇	